

令和4年度

北栄町農業施策に関する意見書

北栄町農業委員会

はじめに

県下でも有数な農業のまちとして評価を受ける本町でも、コロナ下の影響を免れず農家においても感染防止に気を遣う日々を送りました。そのような中、各農家のたゆまぬ努力により、本町の特産品については今年度も高値による好実績を確保することが出来ました。

一方で、遊休農地の問題や農家の後継者不足という農業全般に係る長年の課題は深く陰を落とし、本町の農業の維持発展のためには抜本的な改革が急務になっています。折しも、令和２年９月制定の北栄町まちづくりビジョンを受けて本年３月には「第２次北栄町農業振興基本計画」が策定され、令和１３年までの１０年間の取り組みが示されました。私たち農業委員も本町の農業振興のために、諸課題の改善に向けてあらゆる方策を模索検討しております。

については、北栄町農業委員会は本町の農業者を代表し、農業の健全な発展に寄与する立場から、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定に基づき、施策の改善提案を意見として提出します。農業振興に関する予算及び施策等において、格別のご配慮を頂きたく要望します。

なお、町からの回答については令和４年１２月５日（月）までをお願いします。

令和４年１１月２５日

北栄町長 手嶋 俊樹 様

北栄町議会議長 津川 俊仁 様

北栄町農業委員長 永田 恭彦

1. 担い手対策について

○定年就農者への支援対策

近年、新規就農者の確保が思うように進まない中で、これまで農業外からの農福連携や他業界からの派遣、外国人労働者などの様々な担い手導入が行われてきたが、将来的に安定した担い手対策にはなっていない。一方で、元からの兼業農家が定年を迎えて本格的に従事する場合や、農家ではないが関心を持って就農する農家の場合は、長期間の安定的な担い手として期待度が大きいといえる。特に、定年帰農者は一定期間の就農が見込め、担い手不足の緩和に効果的と考えられる。

ただし、就農にあたって課題が少なくない。農機具の更新コストや圃場整備費の負荷、さらには生産物の販路確保などである。農機具コストの問題については去年の意見書でお願いしたところであるが、中古業者との連携は容易ではなく、時間をかけて引き続きの取り組みに期待したい。

兼業農家はもともと農地の維持管理が目的であり、JAや生産部組織とは距離を置いている場合もある。また、農機具の所有や使用は各農家が個別に行っており、貸し借りは行われていないのが現状である。後継者の無い農家や離農して間もない農家には使用者・使途の定まらない農機具が残っていると考えられる。そこで、定年帰農者もJA・生産部組織に取り込み、農機の貸し借りや作業委託を可能とする仕組みや情報ネットワークの構築が望まれる。各生産組織がそのような機能を持てば比較的短期間で課題の解消が期待できる。関係団体への働きかけをお願いしたい。

また、定年新規就農者の場合には、町・農業委員会・農業改良普及所・JA・生産部組織等が関わることで円滑な就農が可能となる。町には、こうした関係機関・団体のネットワークの構築を促すよう農業改良普及所・JA・各生産部組織に働きかけていただきたい。

地域の担い手である定年帰農者の場合には対応する補助事業が殆ど無いのが現状であり、スタートの諸負担が大きい時期の経済支援、農機具導入の助成や低金利融資など町・県独自支援策を検討していただきたい。

2. 砂丘畑の対策について

○砂丘畑の課題解決とブドウ栽培農家への支援

砂丘畑の衰退は年々顕著になっている。特に、北条地区のブドウ栽培農地でその傾向が強い。後継者不足が根本原因だが、耕作できない農地が耕作中の農地と混在して担い手への集約が困難になっている。不耕作農地では、畑地かんがいの供給が無く新たな作物の栽培もままならない。更に、現行かんがい設備の老朽化に伴う更新コスト負担が農家に重くのしかかり、離農の増加が懸念されている。

周知のとおり、砂丘地に畑地かんがい設備が完成してから様々な農作物を生産する本町の有数の農業地帯でもある。現在抱えている諸問題の解決が出来なければ、やがて町内の砂丘畑、特にブドウ生産は衰退の一途を辿らざるを得ない。このような状況に対してどう対応するか、まず町の見解を当該農家に対して示していただきたいと考える。加えて、後継者不足の中担い手の発掘が急務であるが、栽培しているブドウのブランド力をこれまで以上に高める取り組みを検討頂きたい。あらゆる広報手段に訴えて各地に産物の魅力を発信するだけでなく、具体的に反収などの就農後に期待できる所得もアピールされたい。果樹栽培は苗の新植から始めると安定期までに年数が掛かるため、後継者の無い栽培農家の了解を得て、ほ場を引き継ぐ方式を早期に構築するよう生産部と共働していただきたい。そのためには、まず「人・農地プラン」をブドウ栽培農家に限定して推進していただきたい。

畑地かんがい設備の更新に伴っては、離農を防ぐ観点から最大限の補助が可能となるよう関係先への働きかけをお願いしたい。

最後に、将来的な農地の維持の課題として、新しいブランド化が出来る作物の研究開発と、耕作と不耕作が混在する農地の集約方法についても検討を開始していただきたい。

3. 鳥獣害対策について

○被害の実態把握と報告体制の徹底

○被害発生地域の組織的な取組を支援

昨年の意見書では農作物の鳥獣被害の実態把握についてお願いした。その後の被害状況はどのようなものかお聞きしたい。また、被害状況の把握のためにどのような対策を講じられたかも併せてお示しいただきたい。被害の全体像を把握するためには、出荷農家に留まらず家庭菜園として農地を維持している農家が受ける被害にも焦点を当てて頂きたい。

次に、捕獲される個体数より生息数の増加が上回るという想定が可能な中、猟免許取得者や町が任命する駆除隊員が減少しており、今後新たな分野（水田や生活域）での被害拡大が懸念されるため、出没している地域では早急な対策が必要であり、それを促す取り組みもお願いしたい。駆除隊員が増加しても捕獲数の飛躍的な増加が期待できないため、被害の即時防止には直結しにくく、地域住民の組織的な対応が不可欠と考える。ただ、被害を受けた農家以外の地域住民の実感は乏しく、地域ぐるみの対策への取り組みは自発的には起きにくいのが実情と考える。新たな被害の発生が懸念される以上、関係する地域で自治会組織や農事組合組織などを対象に、町主導で話し合いの機会を促す取り組みをお願いしたい。地域担当の農業委員、駆除隊員や協力隊員の同席のもと、被害の状況把握と共にどのように被害を防止するか、個体数を抑制するために駆除組織の結成や猟免許取得をどう進めるかなどを話し合い、その上で各地域の要望を受けて次段階の支援を検討いただきたい。こうした取り組みにより住民の意識向上を促せば、詳細な被害報告と共に町全体の被害実態の把握にも効果的と考えられる。

4. ゴミ対策と環境美化について

○環境美化に関する条例制定のこと

○立て看板貸し出し制度の周知徹底

この問題は昨年も意見書でも町民に対するポイ捨て防止を訴えて頂くようお願いしているところだが、状況は目立って変化していないと思われる。そして、町も掲げるSDGsや世界的なマイクロプラスチックの問題にも関連して、更なる強い取り組みが求められると考える。昨年の意見書では、近隣市町が既に制定している環境美化に関する条例を本町でも制定していただくようお

願っているが、その後の経過をお知らせいただきたい。コナンで知られるふるさと館周辺でもペットボトルのポイ捨てが見受けられるという話を聞くことがあり、観光と一体になったきれいなまちづくりを謳うためには、町民の意識を高める意味で条例の制定が不可欠と考える。

農地は本町においては居住域と一体となる生活環境の一部である。緑豊かな環境の大部分を構成しており、その維持保全は町民の生活の豊かさにもつながっている。一方で農地は生産のために耕作するが、ポイ捨てされたゴミの除去など農家は負担を強いられている。農家自身が農地にゴミを捨てるということはあり得ないことで、非農家に対して農地を含めた環境美化への強いメッセージを発信していただきたい。

具体的には、集落単位で取り組んでいるクリーン活動の状況を把握して、町内全域の運動として改めて再整備いただくと共に、注意喚起の立て看板の貸し出し制度についても町内での周知徹底を図っていただきたい。

5. 農地の効果的な保全対策

○農地の用途別管理の検討着手

昨年の意見書にて、将来的な農地の管理方法について申し入れているが、さらに踏み込んだ考え方として、農地の実態や担い手の状況から将来農地として管理する方法に区分を設けてはどうかと考える。例えば、生産力の高い区域や景観保全のための区域、獣害防護区域などが考えられる。全ての農地について一様に遊休化を防止する取り組みは農地の状況が区々であることを考えると、最早効果的とは言えない。農地の現状から活用が可能な分類に合わせた整備を行うことで、遊休化の防止もより効果的になると思われる。農地を生活環境の一部として考えるとき、一律的な耕作一辺倒でなく、目的に沿った整備を行うことが重要ではないか。折しも全国農業会議が国に対して新たな提案を行っているところでもあり、そうした動向を注視しながら本町における相応しい管理方法の検討に着手していただきたい。

農業委員としては、農地パトロールで非農地にすべき農地と耕作可能な農地を区分しつつ、用途に応じた判断を行うことが可能であり、将来を見据えた農地の望ましい管理方法について協力を惜しまない。

6. 外国人労働者受け入れ体制

○受け入れ体制の早期構築

農業分野での外国人労働者の受入れは本町でも既に行われているところだが、高齢化や離農で農業従事人口が減少する中では、農地と農業の維持のために外国人労働者の更なる受け入れが避けられない。そうした状況を想定すれば、本町で外国人労働者が安心して生活できる環境を整える必要がある。それらは住宅の確保や意思疎通のための言語教育の問題などがあげられる。農業だけでなく本町の産業全体に関わることとして、近い将来の受入体制やサポート体制の整備に向けて検討を開始してはどうかと考えるが、町の見解をお聞きたい。